

第 6 回東京都食品安全情報評価委員会

議事録

日 時：平成 17 年 1 月 14 日（金曜日）

会 場：都庁第一本庁舎 4 2 階特別会議室 A

古田食品医薬品情報担当副参事 定刻になりましたので、ただいまより第6回東京都食品安全情報評価委員会を開催いたします。

本日出席予定の委員の方で、まだお見えになっていない方がいらっしゃいますけれども、会の方を順次進めたいと思います。

私は、福祉保健局健康安全室副参事の古田でございます。議事に入るまでの本日の進行を務めさせていただきます。

現在の委員の出席状況でございますけれども、大沢委員、木村委員につきましては、欠席のご予定を伺っております。

それから、まだ村上委員が到着されておられませんけれども、いらっしゃるご予定だと思っております。現在、14名の出席をいただいております。17名の過半数を満たしておりますので、定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、以降の進行につきまして、林委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

林委員長 まず、資料の確認を事務局側からお願いしたいと思います。

栗田食品医薬品情報係長 資料の確認をさせていただきたいと思っております。

< 資料確認 >

林委員長 資料は配付されておりますでしょうか。もし、不足がありましたら、事務局の方にお伝えください。

では、議事に入らせていただきます。

最初に、前回の審議概要についてということですが、事務局からご説明ください。

古田食品医薬品情報担当副参事 それでは、お手元の資料1をご覧くださいと思います。第5回評価委員会の概要を説明させていただきます。

前回の内容につきましてまとめたものでございますけれども、再度若干の説明をさせていただきます。

3ページ目のところをご覧くださいと思います。

前回の評価委員会では、E型肝炎につきまして説明をさせていただいております。この中で、今回のレポートでも幾つか言及されている部分があるのですが、私ども東京都の方では、引き続き豚のレバーを250検体、現在検査しているところでございます。また、イノシシやシカの生肉の感染例ということがございましたので、現在私ども東京都におきましても、奥多摩に生息しておりますシカについての調査を実施しているところでございます。こちらにつきましては、今回の食品安全情報リポートの方でまたご説明をさせていただこうかと思います。

それから、次の（ウ）のところのアジア産しょうゆ類から検出されたクロロプロパノールについてというテーマでございます。こちらにつきましては、平成16年度も、さらに調査を追加しているところでございます。前回の委員会で、前田委員の方から、中国産の漬け物類についてのご指摘をいただきましたので、現在こちらにつきましても検体を収集して検査をしているところでございます。

4ページ目のところのウのところ、ナンバー16の「いわゆる健康食品」にかかる課題については、この委員会でA判定に選んでいただきました。これにつきましては、専門委員会を設置いたしまして、現在2回ほど検討会が開催されております。後ほど専門委員会の梅垣座長の方からご説明をいただく予定でございます。

前回の内容につきまして補足させていただきたい事項は以上でございます。

林委員長 　ただいま事務局から第5回の東京都食品安全情報評価委員会の概要の説明がありましたけれども、何か内容について、この場で訂正する事項がありましたらどうぞよろしくお願ひします。

もし、ないようでしたら、次の議事に入らせていただきます。

次の議題の（2）は、「健康食品」専門委員会の検討経過報告についてということですが、「健康食品」専門委員会の座長の梅垣委員からよろしくお願ひいたします。

梅垣座長 　それでは、「健康食品」専門委員会の検討経過報告ということで、資料2をご覧ください。

開催状況としては、2回すでに専門委員会を行ってしまして、3回、4回目は2月上旬、3月下旬に行うことになっています。

それから、専門委員会の委員の名簿としましては、林委員長をはじめ7名の方、外部委員も入られています。

このような状況で、次の見開きのページを見ていただきますと、これは、全体像を示したものです。2回の専門委員会の議論を整理したもので、健康食品の問題の現状、それから検討の目的、さらにその目的を達成するために必要な目標を1つの表にしたものです。今後、特に目的達成のための目標の部分を詳細に検討し、都がとるべき方策など、具体的な提言を盛り込んで報告書としてまとめていきたいと考えております。

少し詳しく説明しますと、一番上のところにあります、昨年8月の評価委員会において、健康食品問題を課題として取り上げることとした経緯が簡単に記載されています。これは、評価委員会での議論を要約したものです。

次の健康食品に関して問題となっている現状というところですが、ここの資料に示してありま

すように、3つに整理してあります。都民の健康食品への誤認と理解不足、それから、健康被害の発生、科学的に不確かな情報のはんらんと適切な情報の不足及び伝達不足という3つの柱になっていまして、一番左と一番右の事項というのは大変関連があるのですが、情報の受け手と発信側という違いがあるということから、区別されています。

次に、検討の目的というところをご説明します。上の現状に示したようないろいろな問題点に対する対応を検討するわけですが、その検討の目的や範囲を明確にしたものということで、検討の目的の左の枠の中に文言が入っております。これは、この目的を検討する上で、専門委員会として共通認識について整理してあります。若干紹介しますと、まず健康の保持増進のためには、主食、主菜、副菜というか、基本的な食事のバランスをとることがまず一番重要である、これを認識するということが全体の共通の認識になっています。

それから2番目に、必要な成分を健康食品から摂取するということが手軽な方法として消費者に定着しているという状況がある。既にそういう状況になっているということです。

それから3番目に、健康食品はメリットのみが強調されて、原材料の安全確認が不十分なことなどによる潜在する問題点、それから、利用方法によっては、健康に悪影響を及ぼす場合もあるという、利用上のリスクが十分に認識されていないということがあるということです。

それから4番目に、健康食品について、都民は様々な情報のはんらんする中で、多大な期待を抱いて健康食品を選択している状況になっている、ということです。

このような認識を踏まえ、検討の目的を整理しました。この目的のところに書いてある事項なのですけれども、前回の専門委員会で2点ほど修正することが決まっております。現在調整中のため、この資料では修正されていないのですが、まず1行目の「健康食品」に関する正しい情報」というこの「正しい情報」というのが抽象的でわかりにくいという指摘があって、現在検討されています。

それから、4行目の「適切に利用できる」という「適切に」という表現は使用を推奨しているようにとられるという指摘がございました。こういうことも踏まえて、現在この文言等については検討して調整している最中でございます。

それから、検討の目的の右の円が6つありますけれども、これがこの目的について述べた環境、目的のところに4行目に「安全に、かつ適切に利用できる環境を整える」という環境について説明した図です。東京都、企業、メディア、都民、学校、医療関係者というふうにそれぞれの役割がある。そういう環境を整えるということで、特に都として果たすべき役割としては、各関係者に対する働きかけや支援、それから、連携が重要であるという認識になっております。

こういう目的がありまして、では、目的の達成のためにどうするかというところが下のところ

です。この目的を達成するために、具体的な検討の方向性を整理したもので、上の目的達成のための目標ですけれども、上の3つの柱に対応したように区分けしてあります。今後これに示した事項について必要な調査やデータを収集しながら検討を行っていくという予定なのですが、特に医療関係とかメディアに関する実態の把握と対応が、非常に大きな検討課題になるということになっております。

こういうステップを踏まえて、最終的に都への提言を行うのですが、今後の予定としましては、3月までに2回ほど専門委員会を開催して検討の方向性を示した内容についてさらに検討し、次回の評価委員会では報告の骨子をお示しできるようになるのではないかと考えております。

以上です。

林委員長 どうもありがとうございました。

ただいま非常にわかりやすくご報告いただいたのですが、何かご意見がありましたらお願いいたします。特にこれはまだ途中段階のものでございますので、ご質問もよろしいですし、何か助言、アドバイスがあればよろしくお願いいたします。

服部委員 サプリメントは一般認識もされている言葉だと思うのですが、その辺と、この健康食品と、どこでどういうふうに皆さんにわかりやすくさせるかということも入れておいていただいた方がよろしいのではないかなと思います。

梅垣座長 サプリメントといっても、ビタミン、ミネラルと、それ以外というのは区別すべきなのです。エビデンスから言うと、ビタミン、ミネラルはかなりエビデンスがあります。それ以外のものはない。

それから、国が認めているような保健機能食品というのもあります。その他にもいろいろな食品があるわけですが、それらがどういう特性を持っているかという情報を検討して、正しい情報として盛り込んでいくという考えで、現在検討している最中でございます。

細川委員 これは、一般的には、サプリメントで入手できるのは普通の薬局とか、いわゆる薬屋さん、ドラッグストアで買えるものですね。そうすると、この2番目の「健康食品」に関して問題となっている現状」の右の方ですけれども、この(1)(2)(3)(4)(5)がありますが、これに実際消費者が直接接触する小売店といいますか、その課題というのがないように思ったのです。

それから、その売る側の姿勢の問題と、あと、その時の店の表示の問題、直接的にはそれで判断するのではないかという気がするので、そのところはどうか。

「検討の目的」も、6つ丸がありますが、実際に販売店の問題というのはどういうふうに入る

のかと考えたのですけれども、以上です。

梅垣座長 確かにサプリメントとかを入手するのは薬局もありますし、その他のいろいろなところもあるので、それぞれの人がかっちりした対応、役割を持っていないといけないということで、この6つの円があります。例えばこの医療関係者というところに薬剤師などが入るということです。それから、売る側にも表示をきっちりしなきゃいけないし、守らなければいけない。安全性への責任があるということから、役割としては企業側のところに該当する。それぞれの担当が個別に対応するのではなくて、全体にそれぞれの人それぞれの役割を果たさないと、総合的な対策はできないということで検討している最中でございます。

細川委員 それはわかるのですけれども、この企業という言い方ですと、何となく受け取り方からすると、生産しているメーカーのような感じを何となく受けるし、医療関係者という、ドラッグストアのような一般の販売業で売っているのは医療関係者というふうに言えるかどうか。要するに、直接消費者が買う先の購入先というのも明確に1つの円として入れた方がわかりやすいのではないかという意見なのです。

梅垣座長 わかりました。それは検討して入るようにしたいと思います。円の中にということですが、円が幾つもできてしまいますので、内容でわかるようにしたいと思います。

細川委員 重要なことが入っていないような感じがする。

伊藤委員 先ほどとよく似たところなのですが、この役割のところの目的の右側の図、メディアというところ。多分消費者が非常に間違えた認識をしているという中には、このメディアから出てくる情報が非常に大きいのだらうと思うのですけれども、これはターゲットが非常に難しいので、どういう形で取り組んでいったらいいのかなと思ったのです。企業であれば、企業責任というのを明確に打ち出せるのですけれども、ここはどういうふうな形でトライしていくのかという、何かあるのでしょうか。

古田食品医薬品情報担当副参事 こちらのほうに、先生のおっしゃるとおり、私どもも頭を悩ませているところでございます。まず、ここで言っているメディアというのは、テレビの番組とか、あるいは雑誌や新聞なんかもそうですけれども、そういったところで記事として報道されているものを考えておきまして、商品のコマーシャルとは別に考えております。そういった部分につきましても、必ずしも科学的にきちんと立証されたものではないものを安易に興味本位に扱っているように思えるものが見受けられます。

こういったものにつきまして、私ども、委員の皆様のお力をおかりしまして、そういったメディアの制作部門、また、これもテレビでは、実際に誰が責任を持って作っているのかということを見極めることはなかなか難しい問題でございますけれども、そういったところに対して、まずア

ンケートを出してお答えをいただきまして、その方針というのを把握したいと思っております。

それから、先になるのですけれども、幾つか私どもの目で見ても不適切ではないかというようなものがあつたら、その制作部門に対しまして、制作の意図等につきましてお聞きしようというような方法で進めていこうかと思っております。

伊藤委員 私も、ここはどういうところの人にターゲットを絞ってやっていくのか。先ほど制作関係をやっている中で間違つた情報を出されてということ、そこら辺に積極的に介入できる何か方法論があれば非常にいいのだなと、今お聞きして感じたのですけれども、私もアイデアを持っていないのですけれども、また、これは考えてみたいなと思っております。

関澤委員 適切な情報の提供というところですが、情報のチャンネルとしては、実際には既に行われているものとか、いろいろあるのではないかと思います。例えば梅垣委員の健康栄養研究所もいろいろやっておられるかもしれないし、それから、都としても、医療関係と、それから公衆衛生の関係とか、食品の関係とか、いろいろなところが重層的に情報を提供するのがよいと思つていますが、逆に重複というか、被害の情報はここに聞けばわかるし、それから、それに対して一般の方のアドバイスはここに聞けばわかるというふうなことをうまく仕分けて、それがよくわかるようにしていただくということが大切かなと思つてます。

一般的に、ただ情報の提供が大事というだけでなく、実際に受け取る側から見ると、いろいろなところがあり得るのですけれども、必ずしも全貌は見えないので、ここに行けばこういうことがわかるし、こういうサポートが得られるということをきちんと整理していただけると非常に助かるかなという気がいたします。

梅垣座長 おっしゃるとおりだと思います。ただ、いろいろなところから情報は出ていて、先生がおっしゃるように、どこがどういう特徴でどういう考え方で情報を出しているという、まず全体の概略、それが必要なのと、あと、私自身は、情報はもっと共有した方がいいと思つてます。都で作っているものと、国が作っているもの、いろいろなところで作成されている情報があります。だから、お互いに共有し合つて、できるだけ多くの人にその情報が供給できるような状態にする。

その場合には、先生がおっしゃるように、どこがどういう考え方で情報を作って、誰にどういうことを伝えたいかというのを整理するというのが非常に重要だと思つてます。

細川委員 メディアのさっきのご提示があつた点ですけれども、「検討の目的」の真ん中を見ると、「偏りのない、誤解を招かない情報の発信」とありますが、例えばテレビなんかでも、コマーシャルで流れる分と、それと自社制作番組と違つて思つてます。この場合は、両方とも影響が大きいと思つてますが、コマーシャルの場合には偏りのないという点について言えば、コマー

シャルですから、誇大広告でなければ、何か基準はあると思うのですけれども、そういう問題があるし、それから、自社制作番組の場合はこのとおりだと思うのですけれども、それは分けないと、メディアとしても、これはコマーシャルでスポンサーつきなのだからという話になってしまう気がするのですが、その辺は言及されるのか、検討の中では必要な点かと思います。

古田食品医薬品情報担当副参事 おっしゃるとおりです。ここのメディアと書いた部分はコマーシャルではない部分、テレビの番組とか雑誌や新聞の報道とか、そういった部分を指しております。それで、コマーシャルの部分は、実はその上の企業の方で考えていきたいというふうに、幾つか重層する部分もあるのですけれども、こちらの方は、表現方法とかそういった部分で、かなり法律で決められている部分がありますので、それに抵触しないかどうか、そういった指導、取り締まりの部分がメインに入ってくると思います。

林委員長 この図は、目的に沿った検討の方向性を事務局が非常に苦労して作った図なものですから、細かいことは実際に検討会の時に少し深く考えることにして、大体の方向性としてはこれでよろしゅうございますか。

服部委員 このパンフレットをいただきましたけれども、例えばカンピロバクターでも、東京都食品安全情報評価委員会として、インターネットで例えばカンピロバクターがすぐ出てくるとか、それはもうやられているのですか。そうすると、今度は健康食品という名目を引くと、この委員会がぱっと出るように、こういうパンフレットにもURLをつけておけばいいと思うのです。それが早いと思うのです。皆さん利用しますから。

古田食品医薬品情報担当副参事 既にこのパンフレットにつきましても、私どものホームページにアップする予定です。また、カンピロバクターの当委員会での検討内容や提言内容につきましては、既にホームページの方に出しております。

林委員長 その他ご意見ございませんでしょうか。

浅岡委員は、何かありませんか。

浅岡委員 今のところは、特に。

林委員長 また、後ほど。

小久保委員は、何かご意見。

小久保委員 私は、特にありません。

林委員長 他になければ、健康食品に関する検討については、今回の委員の先生からのご意見を踏まえて、引き続き「健康食品」専門委員会で検討をお願いしたいと思います。

次の議事の(3)ですけれども、安全性情報の取扱いについてということです。事務局から、資料のご説明をお願いします。

古田食品医薬品情報担当副参事 説明をさせていただきます。お手元に資料3をご覧くださいと思います。

こちらは、前回の評価委員会でご検討いただいたものをまとめてあります。旧と、それから新しいものということで比較表になっております。

前回私どものこの情報評価レポートを作っていく段階での考え方、これまでは右側の旧のところでございますけれども、A、B、C、Dの4ランクに分けてございました。特に前回の委員会の中では、初めの振り分けの下の判定基準2のところの四角の中ですけれども、1からおりるところのYES、NOでA、BとC、Dと、2つに分かれていくような格好だったのでございますけれども、このように判定していきますと、特にBとDの判断が非常に難しい。初めのところで大きく分かれてしまいまして、区別するのがなかなか難しいというようなご意見をいただきました。

そういったことを踏まえまして、前回の検討委員会では、左側の図でございますけれども、A、B、Cの3ランクに分けることにいたしました。そして、このCランクの意味合いは、最終的には今回レポートには載せないということなのではございますけれども、今回の安全情報レポートには非掲載とし、追加の情報収集をした後、再度掲載すべきかどうかの判断を行うということでございます。

そして、この下の判定基準2の表なのではございますけれども、一番のところ、YES、NOで判定した後、その下にYESで のところになっても、再度 のところに移るといようなバイパスが1つできております。こういったことで、前回ご指摘いただきましたBとDの判定がわかりにくいという部分を3ランクに分けて解消を図った部分でございます。

今回の情報レポートの判定につきまして、委員の皆様にご検討いただきました。今回やっていただいた部分で、ご感想等をお聞かせいただきまして、再度不都合があれば、またご検討いただきまして修正等を図っていきたい所存でございます。

以上でございます。

林委員長 どうもありがとうございました。

今回、この新しい取り扱い方法で判定をしていただいたわけではございますけれども、実際にこれでいいか、あるいは何か修正しなければいけないことがあるのではないかとということで、何かご意見がありましたらよろしくお願いたします。

春日委員、何か1つお出しになりましたよね。

春日委員 判定基準2についてのご説明は今いただいたわけではございますけれども、その前に判定基準1がありまして、まず、その判定基準1の から に該当するかどうかという判断が行われるわけです。これでバツをつけたものというのは、旧の時もそうでしたけれども、食品安全情報レポート(案)にも載らない。載らないわけですが、実は、これは状況が変化したり、その後追加

の情報があると、また再び上がってくるわけです。これは、今のご説明のあった判定基準の2のC、新しい基準のCと結局は同じことになるのではないかと感じまして、その2つです。つまり、判定基準1の判断でバツにするものと、判定基準2まで行ってCと判断するものの区別がもう一つはっきりしないというコメントを出させていただきました。

林委員長 この点、いかがですか。

古田食品医薬品情報担当副参事 ある意味ではおっしゃるとおりの部分がございます。それで、今回もそうなのですけれども、判定基準のA、B、Cのものが一覧表でございますけれども、この題目だけは今回審議が終わった後にインターネットでの公表になりますので、内容は項目だけではなかなかわからないのですけれども、その部分は公表されます。その前の判定基準1のところ、段階のバツのついたものにつきましては、題目も含めて公表されないという違いがあります。

それで、私ども、この後にまたご検討いただこうかと思っているのですけれども、実は、今回3段階に分けた関係もあると思うのですけれども、Cランクが数的にふえてきました。そうしますと、Cランクのものは、せっかく委員の皆様のお時間をとっていただきまして検討いただいたのですけれども、最終的には非掲載になります。しかし、現状では非掲載になった理由をお伝えすることもできないというような状況で、すべての内容を伝えるということではないのですけれども、私たちが判断した理由ぐらいは何かお伝えすることができないだろうかということ、この後ご検討をお願いしたいと思っております。

林委員長 では、後で検討の結果をお話しいただいてから、また春日委員にご意見をいただきたいと思えます。

その他、何かございませんでしょうか。

では、またもう一度検討するということがございますけれども、一応今回はこの取り扱い方法で行ったということで、次に、議事(4)の食品安全情報レポートの作成に当たったの課題についてという、事務局からご提案についてご説明ください。

栗田食品医薬品情報係長 それでは、私の方からご説明させていただきます。資料4、A4、1枚の資料をご覧いただきたいと思えます。

これは、事務局の方からご提案という形で今回出させていただきます、ご意見等をいただければということです。どういうことかと申しますと、食品安全情報レポートというのは、この委員会は年3回の委員会ですから、その間にあったたくさんの情報の中から、委員の方が判定基準に基づいて判定していただきまして、結果として数点の情報がこれは重要な情報だということで、委員会として提供いただいているという形になっております。

このレポートの作成というのは、重要なリスク情報をわかりやすく都民に提供するという、この委員会として非常に大きな役割というふうに考えておりまして、今の状況を見ますと、もう少しこのレポートを充実できないかなということでご提案させていただくものです。

どういうことかといいますと、記書きの1のところをご覧いただきたいのですが、この情報を最終的に受け取るのは一般都民の方ということで、非常に知識をお持ちの方から余り知識のない方まで、いろいろな方がご覧になります。委員会として提供する情報について、補足の情報や、よりその情報について理解を深めるためのコメントをつける。あるいは情報のカテゴリー、これはどういうことかといいますと、下の のところに書いてありますけれども、例えばこの情報は非常に緊急な情報ですよとか、それから豆知識的な情報ですよとか、非常にお役に立つような情報ですよ、みたいなカテゴリーも含めて情報提供をできないかと考えました。例えば資料5の2ページのところをご覧いただきたいと思うのですが、E型肝炎に關しましての情報について、こういうコメントをつけることはできないかということで例示をつけさせていただきました。

ちょっと読み上げますと、E型肝炎につきましては、「7月9日に評価委員会が報告した「カンピロバクター食中毒の発生を低減させるために」のQ & Aにも記載しましたが、加熱不十分の肉を食べることは様々な健康被害のリスクを高めることとなります。摂取方法によって十分リスクを回避できるので、牛たたきなど生で食べることを前提に厳しい基準に沿って処理したものの以外は、十分に加熱した上で、おいしく食べるようにしましょう。なお、評価委員会では、東京都が行っている豚レバーや野生シカのレバーの検査結果について、今後検討していく予定です」、このようなより理解を深める、あるいは補足の説明をこのレポートにつけた上で提供できないだろうかというのが1つの提案です。

それから、先ほど古田の方から申しあげましたけれども、C判定とされたものは、レポートには出てきません。タイトルの部分については、この評価委員会のインターネット上で公開するには資料として出てくるのですが、なぜその情報が掲載されなかったのかという情報というのは全くわからないわけです。ですので、C判定とされたものについてはどうしてそれを掲載しなかったのかというようなコメントをお知らせする必要はないのだろうかというのが1つです。もし、そういったようなことも情報提供するのであればどういう形でお知らせするのがいいのかというようなことをご意見いただければと思います。

もし、この1番、2番のようなことを情報提供することになった時に、具体的にはどういう手順で行えばいいかについてもご意見をいただければと思うのですが、例えば今回も各情報につきましては、委員の先生方からいろいろなコメントをいただいておりますけれども、あらか

じめ事務局の方でそういったコメントをもとに、先ほど示したような案を作りまして、この委員会でその案について一緒にご検討いただくとか、あるいはそれぞれの専門分野の委員方がいらっしゃると思いますので、その委員にコメント案みたいなものを作っていただいて、この委員会の中でその中身をご検討いただくとか、そういったような方法もありますけれども、やり方につきましてももしご助言があれば、お願いしたいと思います。大きいことで3点についてご提案させていただきました。

以上です。

林委員長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明について、何かご意見いかがでしょうか。

細川委員 この中身の意見でもよろしいのですか。

林委員長 今のご説明いただいた安全情報レポートの作成に当たっての課題ということについてのご意見ですね。

細川委員 その具体的な例示でちょっと……。

このレポート(案)の資料5の方の1ページですけれども、E型肝炎のことが書いてあるのですけれども、これは、真ん中辺に北見市内の例が出ていますから、実は、これは劇症肝炎で1名死亡者が出ていまして、それで、結構ニュースで大きく取り上げられたので、私は実はこの事例を追いかけて、いろいろ調べたのです。小売店とか、あと焼肉屋さんとはどんな対応をしたのかとか、調べたのですが、いろいろ問題点が明らかになってきました。

それで、これは1人死亡しているという話なので、その辺は書いた方がいいと思うのですけれども、これで、その時言われていたのが、1つは、レバー等を生で食べない。十分加熱してくださいということです。それから、特に北海道のテレビ局は、地元で死亡者が出たこともあって、かなり大きな報道をされまして、繰り返しニュース番組で、生で食べるなどが、もう1つ、はしの使い回しです。はしの使い回しをしないでくれということについて、焼肉屋さんでそういう指導をしている例があったかなかったかと調べたら、1件もないのです。

みんな、ほとんどの人は、生肉を網に乗せるはしで、それをさらに口に入れていたということで、それをしないでくれということその後言うようになったのですけれども、これに下の方に、生肉を食べないこと、それから、はしの使い回しはしないでくださいとか、そういう情報が下に書いてあると、対策が消費者にわかりやすいので、これだけだと専門的な情報だけなので、消費者が見て、では、こういうふうになればいいですよという、そういうアドバイスもこの後に載せればいいのかないかなというふうに思いました。

村上委員 情報の受け手に対して、補足情報、理解を深めるコメント、情報カテゴリー、これ

はとてもいいと思います。特に評価委員会のコメントを少し練って、文章を練れば、これは、読み手の側にとっても役に立つのではないかと思います。

それから、先ほどもそちらでちょっとお触れになった掲載しない情報について、なぜしなかったかと知らせる必要があるかという第2点ですけれども、これは掲載しない理由を載せる必要はないと思います。かえって混乱するのではないかと思います。掲載以前の内部の関係者は、これはなぜ掲載しないのかということは徹底する必要はあると思いますけれども、しないにはしない理由があって掲載しないわけですから、そこまで知らせると、かえって混乱を招くかなと思います。

林委員長 どうもありがとうございました。

他に何かご意見ございませんでしょうか。

小久保委員 私も、今の意見に賛成でして、2番、知らせないなら、知らせない。なまじっか理由を書きますと、もっと内容を知りたいというのが出てきますから、かえって知らせない方がいいような気がいたします。

中村委員 私も、この2番については、C判定としたものの情報をあえて出さない方がよろしいのではないかというふうに思っておりました。そして、このいろいろな安全情報レポートに出すものは、この委員会から上がってきたものですよね。都民からのリクエストというか、質問ではございませんね。だから、都民の方からこのことについて知りたいものがあって、しかも、それをこちらでC判定とした場合には、その理由とか、なぜ不採用かという理由を出すべきですけれども、これは全く違うと思いますので、私も村上委員と同じ意見でございます。

林委員長 実は、ここで記のところで書かれた1の問題は、対象とする問題の社会的な意義、あるいは都民の健康維持についての意義とそれの理解ですね。それを扱っていることなのです。ですから、これは書かなければいけない。

2の問題は、これは情報の質と量についての問題であって、これも余り考える必要はないのではないかと。むしろこの1と2を踏まえて、先ほど春日委員からご質問がありましたけれども、安全情報の取り扱いのフローチャート、これを少し考える方に使うべきではないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

栗田食品医薬品情報係長 もう1つ、実は、資料5の情報レポートの案は、このままの形では、会議の資料としても掲載をしないのです。最終的なものはきちっと出しますけれども、案の段階では一切出していないのですが、この資料の取り扱いの委員長案というのはこのまま会議資料として公開をされています。ですから、ここには掲載されていない情報のタイトルが出てきてしまうのです。タイトルは出てきてしまうけれども、レポートの中にはその情報は出てこないという

ような現象がありまして、それでCの取り扱いをどのようにするかということでご提案させていただいたのですが、もし、一切出さない方がいいということであると、資料6の取り扱いについてもご検討いただきたい。これも非公開にするみたいな方がいいのかどうかということもご検討いただければと思います。

林委員長 これはいかがでしょうか。

春日委員 そうなりますと、フローチャートの手順のところ、私たち委員がどう判断するかということが大きな役割を持ってくるのではないかと思います。つまり、判定基準1のところ、バツをつけなかったものについては、今の状況ですと、この資料6の形で、課題名としては公開資料に載ってくるわけですね。

ですから、その後AからCのどの判定をしようとも、とにかく公開資料という形で項目だけは知らせてもよいと判断したものにはバツをつけないという判断をまずしなければいけないわけです。その意味が今回私はよくわからなかったものでご質問させていただいたのですが、そのところ、皆さんご理解されたように、また、私も今回理解しましたように、気をつけて判断させていただくのが1つだと思います。

さらに、それでもCと判定されるものが項目として公開されることについては、この資料3の新しい方の安全情報取り扱いの判定基準2のCの意味をはっきりともう一度書いていただいて、追加の情報が必要な項目であるために、今回はCと判定していますということをはっきり添えていただければ、この資料6の形で公開資料として出していただいてよいと思います。

林委員長 このままの形で出したら、困る場合もあると思うのです。中には、出すべきでないというものもあるのではないかと思います。例えばこの5番の問題とか4番の問題とか。

春日委員 それは、そういうものについては判定基準1のところ、バツをつけるわけです。その認識をもう一度私たち委員の間ではっきりすることが必要かだと思います。

林委員長 ここまで全部Cにしてしまいますと、Cの中で、出してもいいCと、出すべきでないCと、また分けなければならないので、またCとDということになってしまいますので、ですから、先生おっしゃったように、1のところ、振り分けるということですね。そういうことで取り扱いの方法、これをもう一度検討するというところで、この取り扱いの考え方というのは、フローチャートというのは、よくなればよくなるほどいいわけですから、幾ら変えてもよろしいですね。

他に何かご意見はございませんか。

関澤委員 先ほど中村委員が言われたことは、私は非常に大事だなと思ってお聞きしたのです。と申しますのは、今のところ、この食品安全情報レポートには、ほぼ委員からの提供情報があつ

たもの 事務局も若干あると思うのですが が中心なのです。ところが、都民の方がこれについて知りたいとか不安だと思っていることがどの程度反映されているのかよくわからないのですけれども、実は、委員の人が、専門家が主ですけれども、大事だと思っているかなり詳しいことでなくて、もう少し都民の方に身近な知りたいことはたくさんあると思うのですが、それをうまくキャッチして、仕分けして、この情報レポートに載せるようにすれば、もっと役に立つようになると思うのです。そのルートをもうちょっとこれから整備していただいたらどうかと思うのです。意見です。

林委員長 5と6を例にしますと、これは情報不足という判定になりますが、このままの形で外に出た場合には、問題が特定のトルコ産ハチミツではなく、ハチミツそのものになってくる恐れがあります。従って、判断の理由を併記しておかないと偏った情報を流したということにもなる場合があるように思います。

シイタケの問題も同じように思います。

古田食品医薬品情報担当副参事 今、関澤委員の方からご指摘をいただいた部分なのですが、これは、実は私ども事務局も、この集めてきた情報がリスク情報ということで、かなり専門化し過ぎている部分が多いのではないかというような反省がございます。もう少し都民の方々の生活の身近な部分で情報を集められないかということで、今方法を考えているところなのですけれども、そういった何か方法とか、あるいは日常生活をしている中でこういった部分はどうかというような情報もいろいろな形でお寄せいただきたいと思います。

関澤委員 今の古田さんのご意見なのですが、例えばこれが載っている「食品衛生の窓」というホームページで、皆さんがお知りになりたいことで聞きたいことは、食品安全情報評価委員会でも検討の課題の1つとして考えられますのでというふうなことを言っていただくとか、あるいは保健所とか食品衛生の窓口がいろいろおありだと思っておりますが、そういうところでも、食品安全情報評価委員会というのがあるのだよと、そういうところで、こちらで大事だと思うことについては検討する場合がありますので、どうぞ遠慮なく出してくださいというふうなことをされたらいかがでしょうか。

古田食品医薬品情報担当副参事 ありがとうございます。考えさせていただきたいと思います。

林委員長 そうしますと、具体的に都民が求めている情報を直接都民から収集する方法を少し事務局の方で考えていただくということが1つ問題になります。それから、情報の取り扱いのところにも問題がありますので、これを春日委員のお考えも含めて考えていただきたいと思います。

他に何か事務局でございますか。

古田食品医薬品情報担当副参事 ありがとうございます。

それで、今回の部分のどうするかということになってしまうのですけれども、先ほど委員長の方からご指摘のあった5番のMad Honeyの問題というようなものは、まさに後でご検討いただきますけれども、この内容自体が提供するのにふさわしくないというようなご判断もございます。そういったものも、実は今回この中に入ってきて、題名だけは出ていく。この部分も、今回実は含めて出した方がいいかどうかという部分についてご検討いただけたらと思います。

林委員長 春日委員の最初の1のところでも落とすという取り扱いはもう一度検討し直してみるべきだと思いますけれども、春日委員、何かご意見ございますか。

春日委員 先ほどの意見のとおりです。

碧海副委員長 判定基準の1のところでも落とすということはどうやって決めることになるのでしょうか。

春日委員 それは、委員長と事務局へのご質問になると思いますが、公開資料に入っていないということになると、一体何人がバツをつけたのかということも、ここの場で、今の状況では見せていただけないわけですね。

林委員長 例えばこの1のところでも落とす方がよいというような情報は不確実性が高い。ですから、これを公開するということは、むしろ都民の誤解を招く情報であって、決して安全性評価の目的に沿った情報ではないと判定されれば落とすとしてもいいになります。

碧海副委員長 ただ、それをどの段階で決めるのか。

林委員長 これは、個人個人の委員のお考えで決めるということでしょう。

碧海副委員長 でも、個人個人は、もちろんバツをつける場合もあるわけです。

林委員長 そこで、後で集計して決めるということですよ。

栗田食品医薬品情報係長 今事務局でどういうやり方をしているかといいますと、具体的に申し上げた方がわかりやすいと思います。資料6をご覧くださいと思うのですが、1枚めくっていただきまして、横長の表がありますけれども、今回の情報名がありまして、その次の欄が判定基準の1です。この情報が評価委員会としてふさわしいかどうかという判定基準の1の結果です。

それから、その次は判定基準2の結果なのですが、実は、今回の様々な情報におきまして、例えば3番のところの航空機内で提供される飲料水の衛生についてというところでは、4人の委員の方が、そもそも案にも載せるべきではないという判定をいただいています。

ただ、他の委員の方は、Bの方が6人いらっしゃるんですけど、掲載してもよいという判定をいただきまして、今までは、1人でも掲載してもよいという委員のご判断があれば、原則掲載すると

ということで案の方には載せていました。ですので、その辺の集計した後の結果をどう取り扱うかということなのですけれども、1人でも掲載しない方がいいという委員がいらっしゃればもう掲載しない方がいいのか、あるいは過半数の委員の方がとりあえず掲載してもいいということであれば掲載した方がいいのかという判断は、どういうふうにすればいいのか、ご意見をいただければと思います。

林委員長 そうすると、A、B、Cの判断は、この判定基準に従って、一人ひとりの委員の先生がして、それを集計して決めるということなのですけれども、その場合に、最終的な判断はどうするかということですよ。それは、1人でも掲載すべきであるとすれば載っけるのか、あるいは1人でも掲載すべきでないとしたら載っけないのがいいのかということなのですけれども、あるいはその結果を踏まえて、ここで討議をするかということになると思いますけれども、何か先生、ご意見いかがですか。

碧海副委員長 私は、第1の判定でバツをつけるというやり方は、そのバツが幾つ以上だったらもう非掲載という考え方だというふうに今までは理解していたのです。だから、ちょっとそうでないとなると、一体どうしたらいいのかなと。

林委員長 そうですね。それも一つのお考えですね。

それも含めて、取り扱いのフローチャートを少しご検討いただけますか。

古田食品医薬品情報担当副参事 かしこまりました。本日の議論を踏まえまして、また私どもで案を練らせていただきまして、ご相談させていただきたいと思います。

林委員長 副委員長のご意見は重要だと思うので、よろしく願いいたします。

そうしますと、さらに何か検討することはございますか。

栗田食品医薬品情報係長 それでは、事務局で提案させていただきました1番の何らかのコメントをつけるということにつきましてはよろしいでしょうか。

林委員長 コメントをつけるということではよろしいですね。コメントをつけるということは、そのコメントに対応できるような情報があれば、また載せるということになりますし、判定の意義をはっきりするのでよろしいと思います。

ただ、コメントをつければすべてを載せていいというふうには考えられないと思うのです。

先ほど副委員長がおっしゃった、もし、複数の委員の方が1の段階でノーとした場合には、これは載せるべきではない。載せるべきではないということは、コメントをつけた情報も流さない方がいいということになります。今回の取り扱いは過渡期なので、事務局で検討して下さい。

栗田食品医薬品情報係長 それでは、もう一度本日の議論を踏まえまして整理をさせていただきます。その整理したものを委員の先生方にお送りしまして、それでまた決めさせていただく

ということによろしいでしょうか。

細川委員 例えはさっき出た3の航空機なのですが、これを見ると、Bが6人、Cが4人になっていて、Bの数が多いのだけれども、判定はCになっていますよね。こういう場合のケースは、結局私なんかは特に流通の専門で衛生の専門ではないので、それが厳密に言えば、どこまで知っているかとなると、適当にはつけていませんけれども、自分の知識と判断でつけている。

ですから、人数だけではなくて、これは参考にしながら、本当の意味での全容がわかっているご専門の方が最終的に判断するというので、この投票結果と違っていてもいいのではないかと、いうふうに思うので、そういうことで、余り数にこだわらない方がいいのではないかと、思うのです。でないと、うっかりつけられなくなっちゃう。よほど自信があるもの以外は、何にも言えなくなっちゃいます。

林委員長 それも踏まえて、少し考えていただけますか。

先ほど私が、結論を踏まえてここでもう一度議論をするというのは、そういう意味だったので、す。

中村委員 航空機の飲料水による集団発生の事例を過去に経験しています。インド航空で旅行したわが国の旅行者の間で、腸チフス等の感染者が多数発生しました。調査の結果、航空機の飲料水が原因と推察されましたので、大使館を通して行政的に対応しました。そういう時には、その情報を外に出して一般都民に注意を喚起して、水を飲むなということよりも、迅速に行政が対応すべきことだと思っております。

今回の情報に関しては、日本ではどう対応したのか、それから、各国の航空会社に水の管理をどういうふうに行っているか、厳しく求めることの方が重要なのではないですか。今、都民に対する情報ということで、ちょっと視点がずれてきているような気がして心配です。不安をあおると、いうわけではないですけれども、そうしますと、航空機に乗った人は水を飲まなくなりますよね。それで本当にいいのかなという、そういう消極的な受け身の対応ではなくて、積極的に対応すべきだと私は思っているのです。だから、これは不掲載の方がいいと思うわけです。Cでよろしいと思うのです。

林委員長 安全情報の検討というのは、この後もまたやるわけですね。

そうすると、ここでしばらく休憩ということによろしゅうございますか。

(休 憩)

林委員長 時間が参りましたので、次の議題に移らせていただきます。

先ほどかなり紛糾いたしましたので、その整理も含めて、事務局の方からよろしく申し上げます。

古田食品医薬品情報担当副参事 先ほど資料4のところ、様々なご意見をいただきましてありがとうございます。

事務局の中でも混乱しておりましたので、再度確認をさせていただきます。

資料4のところに掲げました1番の都民の方の理解をしやすくするためのコメント、特にB判定になったものなのですけれども、こちらについては、わかりやすくコメントをさせていただくということで、これはご了解いただいたということによろしいでございましょうか。

それから、この2も含めました全体の判定の仕方につきまして、再度検討を要するということが様々なご意見をいただきました。初めにこのレポートに掲載するかどうかのはじめの判定の部分の取り扱いから、再度事務局の方で案を練らせていただきまして、皆様の方にお諮りしたいと思います。

ただし、今回の第6回目の委員会の資料6の出し方について、このままペンディングにするわけにはいきませんので、これだけ確認をさせていただきたいのですけれども、そうしますと、できましたら、従来どおりという形で、ここの題名のところは出させていただきますして、資料6の右側のコメントのところは特に記載をしないで、BとかCとかという判定を出させていただきますして、先ほど春日委員の方から、C判定についてのこれの判定の意味について、わかりやすく明示をすべしというようなことをいただきましたので、それを書きまして、今回の第6回目の部分につきましては、そのようにさせていただきたいと思うのですけれども、よろしいでございましょうか。

林委員長 よろしゅうございますか。

関澤委員 ということは、この横長の部分は、これはもちろん出ないわけですね。表題だけが出るのですね。

栗田食品医薬品情報係長 横長のやつは、前回はつけているのですが。

関澤委員 つけている、すべて。

栗田食品医薬品情報係長 すべてつけています。出しています。

委員会として、これは公開しないということを決定していただければ、そういうふうになります。

林委員長 つまり、ここで記のところで書かれた緊急情報、豆知識、お役立ち情報が、都民の健康維持に本当に役立つ情報であるかどうか。あるいは社会的な意義がある情報かどうか問題です。

2は、ここに書かれている内容が質的にあるいは量的に十分であるかどうかを判断するための情報ですね。逆に言いますと、この中には、都民の健康維持には役立たない。むしろ誤解を招くだけだというものもあるわけです。

先ほどの中村委員のご意見もそうですし、ですから、もしここで出すべきではないということ
を判断したら、そこから削除できるということですね。

栗田食品医薬品情報係長 それについては、決めていただければ。

林委員長 これは、いかがでしょうか。最初にCから始めるとして。

栗田食品医薬品情報係長 もう1点よろしいですか。

先ほど関澤委員の方から、都民の情報もくみ取ってということで、例えばホームページの
ところに、評価委員会として情報を求めていますというご意見があったのですが、実は、都民
の方からは、我々のところにメールとか電話とかで、様々な情報というか、半分苦情や質問も含
めて、寄せられておりました、ほとんどのものはその場で答えないと都民は待っていただけ
ないです。それについても、すべてについてそういう形で募集するというのではなくて、そうい
ったような質問とか相談だとか、あるいは我々は今ネットフォーラムということで、インターネッ
トを利用して都民からご意見をいただいていますので、そういったようなところから情報をく
み取って、これを委員会に上げるというような形でもよろしいでしょうか。

関澤委員 もちろん、何か仕分けしていただいた方が結構だと思います。

林委員長 都民からいろいろな情報があるでしょうけれども、それらを種類別にまとめて考
えるということは非常に重要ですね。

古田食品医薬品情報担当副参事 それでは、この委員会の本題であります食品安全情報リポ
ートの判定につきまして話をさせていただきたいと思います。

お手元に資料5と資料6を並べて出していただけますでしょうか。

先ほどお話のございましたB判定、C判定、そういった部分、それから、今回例示として出
しております理解をしやすいするためのコメント例、それから、先ほど委員長の方からお話のあり
ました、特にC判定のものだと思いますけれども、この資料6で掲載するかどうかも含めた部分
のご判断をいただきたいと思います。

進行上、この順番ではなくて、C判定になっているものから先に説明をさせていただき
たいと思います。

資料6の3番目の航空機内で提供される飲料水の衛生について、資料5では5ページ目をお
あけください。これは、アメリカでの飲料水の調査の結果、飲料水から大腸菌群等が検出され
たというレポートでございます。

資料5のところに、国内の事情について私どもが調べたことを載せてあります。私どもが担
当するのは羽田空港でございますけれども、東京国際空港衛生管理運営協議会というのを組織
して、年に1度飲料水や氷について、各航空会社が自主的に調査をして、この協議会で報告
していると

いうことでございます。

また、この他に、関連するものとして、新幹線や船舶があります。実際に指導を担当しているのは特別区なのですけれども、担当区では年に1度かあるいはもう1回ぐらい、実際に乗車、乗船して、例えば水の残留塩素の測定や調理場の検査を行っているということです。

ただし、現在新幹線等は、昔は飲用水が各車両のところにあつたのですけれども、今はそういった飲み水の提供はほとんど行っていません。また、食堂車もなくなってしまったという状況だということでした。

林委員長 日本現状と、ここに書かれていることが全く違うのです。ですから、これを載せるということは、日本の現在の方法についても、これと同じような問題があるというふうに誤解されるというようなことなのですけれどもいかがでしょうか。

小久保委員 3番なのですけれども、私も深く反省して、私は実はBをつけたのです。ところが、今これを出していただいたものを見ると、まさに当てはまらない理由のところの最初の2行、これだと思うのです。というのは、都民はこれを見て、自分で管理できないのです。だから、自分で食べない、使わない、それは管理できますからいいのですけれども、例えば航空機の中で水が出された。やはり飲まざるを得ないです。だから、そういう時に、こういうことを出されると不安になっちゃう。透明性があってもいいのだけれども、そこに管理ができる安心感というのを与える。これは正しい情報、この会の目的だと思うので、それを踏まえて判定していただいた方がいいのではないかという気がします。

古田食品医薬品情報担当副参事 課題が16までございまして、時間の関係がありますので、先に説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

それから、後で皆様方にこのC判定について、ここでの題名を公開することの適否についてもご意見をいただきたいと思います。

それでは、次の4番目、シイタケの健康リスクに関する声明というところです。資料5では、6ページ目のところでございます。

これは、シイタケにシイタケ性皮膚炎というアレルギーの症状を起こすというようなことの報告でございます。私たち自身は、個人的にはシイタケを食べていてこういったものがあるかなと思ったのですけれども、インターネット等を引きますと、医療関係者の情報では、比較的よく出てくるものでございました。

これにつきましては、アレルギーに関する情報のため、医療関係者に対する情報とした方がよいということで、C判定のコメントでございます。

次が、5番目、トルコ産ハチミツ「Mad Honey」、資料5では7ページ目でございます。

す。

トルコのハチミツのMad Honeyと称されているもので、幻覚症状を起こすようなものがあるというようなことで、健康障害が起きているというようなことらしいです。ツツジ科の植物からのハチミツで、こういった毒性があるものがあるということです。トルコからのハチミツは、日本には輸入はある程度あるのですけれども、このMad Honeyが入っているかどうかということにつきましては、入っているという確認はとれておりません。

この判定は、そういった部分の日本国内での存在の有無がよくわからないというようなことで、Cという判定になっております。

次が、6番目のFSANZは果糖不耐症の人に対する甘味料のタガトースの摂取を避けるように勧告ということで、資料5では8ページ目のところです。

タガトースにつきましては、これは実は私ども、先にお送りしましたレポートに間違いがございまして、食品添加物には指定されておられません。委員の先生の方からご指摘をいただきましてありがとうございます。また、間違っただけの情報を載せてしまったことについてお詫を申し上げます。

また、このタガトース、日本での使用状況というのは、実はよくわかっていないといいますが、使用実態があるという報告が私どもは十分補足できませんでした。現在、特定保健用食品の中で、このタガトースを用いたものが申請中ということなのですけれども、まだ許可されていないということです。

そういったことで、日本国内での使用が確認されないということも含めて、情報不足ということでC判定でございます。

それから、10番目のヘルスカナダは、スターアニスを含むお茶や健康食品に注意勧告という、資料5では14ページ目をおあげください。

チャイニーズスターアニス、これは中華料理でよく使う八角と呼ばれているものです。これとよく似たもので、ジャパニーズスターアニスというものがございまして、こちらは中毒を起こすような毒性の成分が含まれているということです。それで、この健康食品のお茶にジャパニーズスターアニスが混入されていたという報告なのですけれども、私ども東京都では、平成15年に、先行調査で輸入ハーブ等の衛生学的実態調査を行いました。その際に、スターアニス5品目につきまして鑑定を行いましたところ、ジャパニーズスターアニスの混入は認められませんでした。検体数は少ないのですけれども、調査は行っております。

この部分につきましては、現在、健康食品の専門委員会を立ち上げておりますので、そちらの方での扱いを検討したらどうかというようなことで、この委員会ではC判定ということで判定を

いただいております。

次は13番目のハーブや栄養剤のサプリメントが目に副作用、こちら、資料では17ページ目でございます。

イチョウ葉、エキナセア、カモミール等々の8種類の製品で323件の副作用が報告されたというようなことでございます。この中で、最後のところで、「目への副作用はしばしば気づかれず、報告もされない。医師は、患者が代替医療を利用しているかどうかを患者に質問し、こうした副作用に注意する必要がある」というようなコメントになっております。

こちらの判定につきましても、先ほどの10番と同様、健康食品の専門委員会の方でまとめて情報提供を行って検討した方がよいのではないかとということで、C判定でございます。

続きまして、14番目、生後6カ月以内にマルチビタミンを添加されると食物アレルギーやぜんそくリスクを増加するというところでございます。

こちらの内容は、乳児期のビタミン摂取は、黒人の子供におけるぜんそくリスクの増加と関連し、また、人工乳保育の乳児は食物アレルギーリスクの増加と関連したという結論でございます。

これは、黒人ということで、私たちの日本の例はないのですけれども、内容を考えますと、先ほどと同様、専門委員会での検討ということが適当だろうということでC判定でございます。

次の15のマカ製品、サプリメントの品質についてということで、19ページをおあけください。

こちら、フランスの食品安全局でのレポートなのですけれども、日本でも、このマカ製品、様々な健康食品として売られております。これにつきまして、マカの摂取についてリスクがないと結論するには、現状では情報が不足しているというようなことで、リスクを否定できないというような結論になっております。

こちらにつきましても、先ほどと同様、健康食品の専門委員会の方でまとめて考えたいということでございます。

C判定を先に説明させていただきました。続きまして、B判定の方を説明させていただきます。ページを戻していただきまして、1番目のところ、E型肝炎に関する情報ということでございます。

このE型肝炎につきましては、前回の専門委員会のところでも詳しく情報を載せさせていただいております。今回、また新たな情報が加わりましたので、ここに掲載させていただいております。

新しい情報としては、幾つかございますけれども、冒頭のところの兵庫県の野生のシカ刺を食べたことについての肝炎の抗体の保有者の率が非常に高いのだというようなレポート、それから、

先ほども委員の方からお話がありましたけれども、北海道で6名の方がE型肝炎に感染したということでございます。実は、この中に1名死亡した方がおありまして、その息子さんが献血をして、その献血をされた方が肝炎に罹患された。そういったことでその肝炎の所在がわかったということです。それで共通性があるために、この共通喫食、一緒に食べた方々を調査したところ、5名の方がE型肝炎の抗体を持っていたというようなことで感染が証明されたということでございました。

また、先ほど冒頭でご説明したとおり、東京での調査を追加しております。東京都では、平成16年度、豚レバーにつきまして、250検体新たに調査を行っております。また、奥多摩地区でシカの山林の食害というのがございまして、現在シカの有害駆除というものが行われております。その際に、シカの肝臓の提供をいただきまして、これの調査を行っております。現在30頭程度の検査を行っております。この結果につきましては、次回の評価委員会の際にご報告できるのではないかと考えております。コメントは、先ほど読み上げさせていただいたとおりでございます。

続きまして、2番目の中国市場の魚介類におけるビブリオ・バルニフィカスについてということで、資料が3ページ目、4ページ目になっております。

このビブリオ・バルニフィカスは、別名人食いバクテリアと呼ばれているようなこともございます。健常者の方は余り問題ないのですけれども、免疫が低下している方、特に肝硬変など重大な肝疾患をお持ちの方、それから、鉄が不足されておありまして鉄剤を服用されているような方、こういった方がこの菌に接しますと重篤な症状を起こすケースがあるというようなことです。敗血症様症状を起こして生命を脅かすようなことがあるということです。この細菌が血行性に全身感染を起こした場合の致死率は50%から70%と非常に高いというような背景がございます。

このレポートは、中国の魚介類について調べましたところ、マテ貝、ジャイアントタイガーエビ、シャコ等にビブリオ・バルニフィカスが高率に検出されたということでございます。また、国内では、平成13年、熊本で患者が発生しているということです。

また、私ども、この調査では載せることができなかったのですけれども、国内で、効果的な感染症発生動向調査のための国及び県の発生動向調査の方法論に関する研究の中で、「魚介類及び環境におけるビブリオ・バルニフィカスの定量的な解析に関する研究」というものが行われております。2000年の6月から2002年の3月にかけて、372検体、アサリやアジ、その他の魚介類の検査をしております。この中で、この結果といたしましては、必ずしも可食部ということではなくて、エラとかそういった部分の検査ということなのですけれども、58検体、16%の陽性があったということでございました。

これにつきましては、B判定ということで判定をいただいております。

続きまして、9ページ目、7番の違法色素、Sudan及びの検出についてというところでございます。

これは、昨年来、特にイギリス等において違反品で上がっているものでございます。トウガラシの赤い色を出すためにといいますか、それを補うために、Sudan色素が使われているということです。この色素はアゾ色素で、ヒトに対する発がん性について、分類できない、否定できないというような評価をされているもので、もちろん日本では許可されていないものです。

これにつきましては、違反の事例が載っております。現在、国の検疫所段階では、こういったトウガラシ製品につきまして検査を行っております。アメリカから来たカレー粉やイタリアから来ましたパスタソースで既に違反が見つっております。また、国は自主検査を指導しているということです。

なお、私ども東京都でも検査を行っておりますけれども、これまで検出されたものはございません。

なお、通常着色料は薄層クロマトグラフィー等で一斉に検査をするのですが、このSudan色素を検出するためには、通常の一斉検査ではできないというようなことで、特別に検査を実施しなければなりません。そういったことで、産地とか、あるいは製品等を選んで検査をする必要もあるのだろうということも含めまして、B判定になっております。

続きまして、8番目のスギヒラタケに関する情報ということで、10ページ、11ページをおあけいただきたいと思っております。

これは、今年の秋口から、テレビや新聞等で報道されたものでございます。スギヒラタケによる食中毒が発生しております。現在、国の方でも原因究明の委員会を立ち上げておりますけれども、まだ確定した情報は得られておりません。

これに関しても、キノコの一般的な摂取方法も含めまして注意を喚起する必要があるということで、B判定をいただいております。

それから続きまして、9番目、チョウセンニンジンとワルファリンの併用の危険性ということで、12ページ、13ページをおあけください。

チョウセンニンジンとは、滋養強壮を目的として多くの方に使われております。また、漢方としても使われているものでございます。一方、ワルファリンは血液凝固を妨げる作用を持つ薬として使われております。特にこのワルファリンにつきましては、この食品や医薬品との相互作用があるというようなことで、薬には様々な注意書きがされております。

このチョウセンニンジンにつきましても、知らないで使用されますと、非常に危険性があると

というようなことで、現在健康食品についての検討委員会を立ち上げているのですけれども、これにつきましては、情報を早く提供する必要があるというようなことでB判定をいただいております。

次が、11番のウコン摂取による肝臓障害の疑いで、15ページをおあげください。

これは、新聞情報が一つのきっかけになっておりましたけれども、ウコンの粉末の摂取がきっかけで病状が悪化して死亡したというような東京逓信病院の医師の記事が新聞に載っておりました。私どもは、これを契機に、健康障害のレポートを調べましたところ、幾つかウコンが原因と思われる健康障害が報告されていることが判明いたしました。

ウコンの使用者はもともと肝臓の悪い方が使用されますので、なかなか因果関係をつかむのが難しいというようなこともございます。これも健康食品の検討会を立ち上げているのですけれども、こういった事例があるというようなことを早く報告する必要があるというようなことで、B判定をいただいております。

続きまして、FDAは精力増強剤として販売されているActra-Rx及びYilishenカプセル剤について消費者に警告ということで、16ページをおあげください。

これは、既にFDAでも警告が出ておりますし、梅垣委員のところのホームページにも情報提供されているものです。しかし、インターネットを引いてみますと、現在も販売が継続されているということがわかります。

これにつきましては、バイアグラ成分のシルデナフィルが含まれておまして、健康障害を起こす可能性があるということです。このため、様々な機関が注意喚起をする必要があるというようなことでB判定をいただいております。

最後になりますけれども、16番目、ページとしては20ページ、21ページをおあげいただきたいと思えます。ブラックコホッシュとの関連が疑われる肝障害の事例報告でございます。

こちらにつきましても、梅垣委員のところの情報で掲載されておりますけれども、それを引用させていただいております。ブラックコホッシュは、これも健康食品、植物の名前ということなのですが、更年期障害の症状に効果があると称されて販売されているものです。これを利用したことによる肝障害が疑われる事例が海外で報告されたというようなことです。

これにつきましても、健康障害というようなことでB判定ということです。

なお、それぞれB判定の部分につきましては、先ほどお話ししました評価委員会からのコメント例というところを最後のところに書かせていただきました。これを読み上げている時間がございませんでしたので、これも含めましてご検討いただきたいと思えます。

林委員長 ありがとうございます。

非常に時間が押してまいりましたので、まず、このB判定のものについては、これは本当に基本的にBとしてよいのかどうか、Aにする必要はないのか、Cに落とす必要はないのかということ、内容は別として、まずBとして掲載してよいということでもいいのか。あるいは何かご意見はございませんでしょうか。

では、Bとしてよろしゅうございますか。では、今のB判定のものはそれでよろしいということですね。

伊藤委員 Bでよろしいと思うのですが、2番の中国市場というところにちょっとこだわりが出てきてしまうのです。先ほど春日委員のレポート云々というのがございまして、日本でもかなりこれは調査されて、国内産の魚でも汚染が高いから、何か中国だけの魚というふうに誤解されるよりは、もうちょっと広い形のタイトルの方が妥当だろうと私は思っております。

林委員長 これは、それぞれについていろいろご意見があると思うのです。それで、先ほどCの判定で少し時間がかかるそうですから、Bについても同じように時間をかけて、基本的にはBとしてよい。Aにする必要もないし、Cにする必要もないという判定を委員の方に書いていただいて、それを一つの案として、副委員長と私と事務局と、専門の委員どなたか、可能ならば健康食品の専門の梅垣委員の間で考えてみたいと思っておりますがいかがでしょうか。

どなたにお聞きするかというのは、化学の専門の方、微生物の専門の方、それから、健康食品、それは事務局の方でどなたか選んでいただければと思います。

では、Bの取り扱いについては、そのようなことでやらせていただきたいと思いますけれども、なるべく時間がかからないように事務局の方でよろしく願いいたします。

その次のCの問題ですけれども、Cについては、これは基本的にCとしていいということになりましたけれども、ただ、先ほどのご意見がありましたように、今回はCの中で、載せるべきもの、載せるべきでないものがあるもので、そのように一応分けた方がよろしいと思います。

そこで、委員の先生方からご意見をいただいて、そのご意見に基づいて、また先ほどのように事務局、副委員長と私と、それぞれの問題について専門の委員にご意見を聞いて決めるということではよろしいでしょうか。

とにかく今回の場合、Aとして取り扱うものはないとしてよろしゅうございますね。

代田委員 私が今回の選択のリストの中で感じたことがあるのですけれども、その物質そのもの、あるいは事例というのはいろいろなのですけれども、中に、リスクを受ける可能性の高い集団が大きいものと、それから、小さいけれども、万が一その方たちがそういうことを受けると大変重い影響を受けるものと、どうも2種類あるように思われました。

そういうものについて、軽度のもはさておき、すべからく皆さんが影響を受けるものについ

て、ここで議論するのはもちろんのことですけれども、例えばリスクが高い少数の集団に対して、何か情報が出てきたものについて、この委員会ではどういうふうに考えたらよしいのか皆さんのお考えを伺いたいと、このリストを見て感じました。

林委員長 これは重要な問題で、いつの時点かで委員のご意見を聞く必要があります、あるいは外部の専門の先生をお招きして御意見をうかがうことを考えたいと思っています。

碧海副委員長 私も今回の例の中に、例えばシイタケとか八角、あのように使われた歴史が非常に長い、あるいは食文化の中でも相当大きな位置を占めているもの場合には、情報を載せる時に、そういう説明を入れながら、ただし、一方ではこういうこともあるというような言い方をする必要があるのであるなということを感じたのです。そうしないと、八角の例のように、八角の文化がない国では、簡単に取り上げられてしまいます。今のリスクを受ける方の対象の問題と同時に、もとの情報の背景を相当考える必要があるなという気がしたのです。

林委員長 今の問題も、突き詰めると、今先生がおっしゃったのはそうなのですが、もう一つは、同じものであったとしても、産地によって、時期によって違うということもあります。ですから、物質としてかなり違っているというものもあるし、その生態も個体差もありますね。ですから、非常に厳密に考えるとかなり難しい問題になるのですね。何を議論したらいいかということも、そういう基本的なことも少し考えなければいけないなど。

実は、先ほど東京都の方に無理を言って、インターネットで探していただいたのですが、これは二、三百ページですが、農薬についての今の問題なのです。これは1996年のものですね。日本は遅れていますけれども、これは現在非常に注目されている問題なので、健康食品についても問題があると思いますので、いつかの時点でこれを議論するというような場を事務局として考えていただいた方がいいのではないかなと。

村上委員 コメント例も含めてとおっしゃったので、コメント例について申し上げたいと思います。

2ページにE型肝炎の例がございまして、ここでいいと思いましたが、ここに出てくるシカだけではなく、生で食べることの危険全般に触れて注意を与えていること、それからもう一ついいのは、東京都がいろいろこういうことで動いているという都の話も出てきているので、こういうことは非常に大事だと思います。

ただ、次のページをめくって4ページのところのコメントに、ハイリスクなどございますが、本文の中に、ハイリスクの人とはあるので、それを使うと思いますけれども、ハイリスクという言葉がどこまでなじみがあるだろうか、どういう人をハイリスクかということをし少し触れるといいかなと思いました。

それから、例えばウコンのあたりで15ページですけれども、健康食品というのは有用性がかり注目されているけれども、反面リスクがあるというような、広げたコメントはとてもいいと思います。一都民として、このパンフレットを読む時に、私はコメントが非常に大きな役割を果たすのだと思います。難しいところは半分ぐらいわからなくても、コメントに非常に頼りたくなるというか、重視したくなると思いますので、1ページ目の空白があって次のページなんて組み方ではなく、一目して終わりの方にコメントがあるらしいことがわかるようなレイアウトというのも大事かと思います。

それから、先ほどのシイタケや八角のように、非常になじんだものに危険があるというような情報の時に、周辺だとか背景だとか、そういうことを入れる。つまり、このコメントは非常に幅広く、あるいは一般の人の関心というものを軸にした丁寧な配慮のもとに、易しい言葉で書く。それが非常にいいコミュニケーションになるのではないかと思いますので、ちょっと申し上げました。

林委員長 どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

前田委員 いろいろ伺っているのですけれども、昨年ですと、Aとして、カンピロバクターと魚の水銀がありましたものですから、こういう言い方がいいのかどうかわかりませんが、かなりアピールする材料になったような気がするのです。

それに、本日もこの2つの資料、色のついたものをいただきまして、かなり都民に対する貢献になっているのではないかとこのように考えているのですが、今回は、これは全部Aがなく、BとCばかりで、健康食品、サプリメントの専門委員会ができましたから、例えばあれをA判定となった課題の委員会に読みかえられるのかどうかという問題、それからもう一つ、こうやって見ていると、かなりの方がAとBにつけている項目があるのです。

ですから、例えばウコンであるとか、私は余りこれに賛成しませんけれども、色素のSudanのトウガラシの例とか、こういうものをある程度真ん中のところに添えてやっていかないと、去年はかなり大きな仕事をしたというような印象があるけれども、今年は、何か健康食品について、今までかなりいろいろな意見が出ていますから、総論的なものに終わっちゃう可能性も出てくだろうというふうに思っておりまして、何か一つそのところでもって中心に据えられるようなものが出てくれば、検討委員会もある程度都に対して役立ったのではないかとこのように考えられるのですが、その辺のところは、B、Cの羅列だけでいいのでしょうか。

林委員長 健康食品はAです。

前田委員 Aに置きましたか。何かあの辺のところははっきりしないで専門委員会ができたような感じがするのです。

古田食品医薬品情報担当副参事 専門委員会は、前回の委員会で幾つかの個別の項目があったのですけれども、それを個別に評価していくというよりは、健康食品の現在のあり方等について総合的に検討したいということで、A判定をいただいて、まとめた課題として現在取り組んでおります。

林委員長 健康食品に関連するものがかなり多かったですね。それを全部まとめてAとして扱おうということなのです。

前田委員 ただ、非常に種類が多いものですから、前回と違って、中心にこれを据えるにしても、どれを中心に持っていくかという時に、健康食品で、焦点がどうもぼけるような感じがするのです。ですから、A判定はいいとしても、それを1つ据えるだけで済むのか。あるいはまた、例えばウコンがいろいろあるというのだったら、ウコンをもう少し検討してみるとか。私はそう思ってもいなかったのですけれども、スギヒラタケになりますと、これは、相当皆さん関心を持っているような感じがする。ただ、これは、やってみるのは難しいと思いますけれども。

林委員長 専門委員会として立ち上げるだけの情報が十分にあるかどうかということも1つ。それから、国の委員会がどの程度やっているか。重複することも余り意味がない。国際的な機関はどうかということも含めて考え、そうすると、先ほどスギヒラタケ、これは私自身としてはおもしろいですが、これは国としてかなりやっているらしいですし、都として取り上げるかどうかということも問題になりますね。

前田委員 ただ、何かを中心に据えないと、別にどれがいいというわけではなくて、この委員会がちょっとぼけてくるような感じがする。

林委員長 具体的な物を取り扱った方がいいということですか。

前田委員 そうですね。

林委員長 今回、今までのこの判定では、取り上げる適切な物がないということなのです。

前田委員 だから、必ずしもそうでもないのかと思って、ですから、例えば今度、皆さんにどれをどういうふうにするかという意見の時に、あるいはあれば特に推していただくとか、そういうふうなこともあるような感じがします。ハチミツなんかも、特に健康食品と言え言えるのでしょうけれども、必ずしもそうではなくて、中国からたくさん入ってきてまして、雲南省あたりですと、シャクナゲの花は毒を持っていますから、そんなものが入ってきても今気がつかないなんていう例もあります。それから、チョウセンニンジンにしましても、どっちかといいますと、サポニン系統ですと、韓国はトラジ（桔梗）、トドック（ツルニンジン）を加えて3種類持っていますから、その辺のところを全部おさめなくてはいけないのかどうかとか、いろいろ出てくるのだらうと思うし、そうしますと、結構中心に据えるようなものが出るような感じがしているので

す。

林委員長 今まで微生物の中でそういうものがあったのです。ただ、その場合に、国際的な評価を注目しておこうということなのです。ですから、かなりここで専門委員会として取り上げる価値のあるだろうというものは、国と国際委員会がかなり重複するということがあるのです。それで、なかなか取り上げる、選択がかなり難しいのではないかと思います。

前田委員 わかるのですけれども、委員会としての性格が。

古田食品医薬品情報担当副参事 これまで幾つか、去年ほどの大きな取り組みではないのですけれども、例えばE型肝炎で現在シカの調査をやっている。あれも当委員会からのご意見を反映させていただいた仕事でございます。

それから、前田委員から教えていただきましたクロロプロパノールにつきましても、現在検体の収集をして取り組んでいるところなのです。小さいのですけれども、そういったご指摘、ご意見をいただいて行われている部分はございます。

それからもう一つ、今ご検討いただいている最中なのですけれども、先ほど村上委員の方から、コメントの作り方を教えていただきました。私ども、先ほど委員長のご発言で、再度各委員の皆さんに見ていただいて、これについてのコメントをいただく際に、またコメントにつきましても、あわせていろいろご批判をいただいて、それを私どもがまたまとめてご了解をいただくというような格好にさせていただくのでよろしいでしょうか。

林委員長 いかがでしょうか。よろしいですね。

そうしますと、もう一つ、先ほど関澤委員から意見がありましたけれども、情報の収集の問題で、先ほど都民の直接の情報に対応すべきであり、その際には先ほど申し忘れたのですけれども、浅岡委員か中桐委員のどちらか参加していただいた方がいいと思いますので、その節はよろしくお願いします。

次に、議事の(6)に入らせていただきます。関澤委員からの提供情報についてということで、すけれども、最初に、関澤委員から、内容についてお話しいただけますか。

関澤委員 それでは、資料7と、添付として既に情報元について英文と和文が皆さんの方に行っていると思います。私がこれを提供させていただいたのは、既に食品安全情報レポート(案)として16も出ていたのですが、どちらかということ、かなり専門的といいますか、一部の方には重要かもしれないけれども、広い範囲ではちょっと関心が持ちにくいようなものが多かったように思ったので、これをあえて提案させていただきました。

これは、アメリカの「サイエンス」という雑誌に、養殖のサケ中に含まれるPCBやダイオキシン、その他の有機塩素系の汚染物質の濃度について問題がありという論文が載りまして、特に

養殖のサケで、欧州産のものについて非常にリスクが高いとして、その食べる回数も具体的に提案されておりました。あるスコットランドの養殖サケでは、毎月0.1回程度にすべきであるとか、アメリカのアーカンソー州の養殖サケなら8回食べてもいいというような具体的な提案が報告されており、それに対して、逆に欧州の専門家からは、その汚染物の濃度だけからこういったことを言われるのは非常に心外であるということも含めて、逆にサケを含む魚類を食べることによる利益というか、ベネフィットも非常に高いのだよということが論文として載りました。

實際上、魚を食べることによるメリットと、それから、それを汚染しているものについて、国際的にも、全般的なリスクとベネフィットのバランスについて、まだまだ論じ切れるものではなくて、実際にはこのことを論じようと思ったら、少なくとも本1冊になってしまうというような問題なのですが、都民の皆さんに対しては、魚を食べることによるメリットと、それから、それを汚染しているかもしれない汚染物について、こういう論文があるのだということを具体的な事実として紹介していくということはよろしいのではないかと思います提案させていただきました。

ですから、一つの例なのですけれども、専門委員会を立ち上げて論じることになるかどうかも含めて、問題は難しいのですけれども、こういった情報があって、国際的には議論がされているということで、都民の皆さんに、一緒に考えていきませんかというような情報提供はできるのかというチャレンジとして提案させていただきました。

林委員長 どうもありがとうございました。

ただいまの関澤委員のご意見について、あるいは提案について、何かご意見、コメントございませんでしょうか。

中桐委員 私もこの安全情報のこの項目を見させていただいてまして、当然ですが、非常に専門的で、より深く深くなっているような気がしていました。普段、マーケットで口にするようなものがなかなかないという気もしていたので、このサケという魚は食べる機会も非常に多いので、どういう結果になるのかよくわかりませんが、こういうものですとか、あとは子供さんがお弁当でよく食べると言われている冷凍ものですとか、そういったものにもう少し焦点が当たるといいなという気はしておりましたので、ぜひ進めていただくといいなと思います。

林委員長 どうもありがとうございました。

他に何かご意見ございませんでしょうか。かなり重要な意味も含まれていますけれども、一つは、これが専門委員会を立ち上げてやるべきものであるかということと、もう一つは、リスクとベネフィットについての個別的な明確な情報を都民に提供することが可能かという問題の2つあります。

ご意見がなければ、私の考えでは、専門委員会を立ち上げるほどの情報を集めることはかなり難しい。しかも、もし、ベネフィットとしますと、これは魚介類の栄養学とか食品学全体の問題になってきて、技術的にかなり難しく、不確実な点も多い。リスクの面については具体的な情報はありますが、単に危険だというふうな印象だけを与えてしまうということになりかねないのです。

しかし、見過ごすことができない問題もありますので、中桐委員のご意見もありますけれども、かなり確実なもの、明確に示されているようなデータをわかりやすい形で提供することが大事だと思うのです。大事なことは、この問題についての都民の関心がどうかということだと思うのです。

都民の方々がこれについて非常に関心が高い、これは、ぜひ一般論として専門委員会として立ち上げてやってほしいというようなことがありましたら、これはやらなければいけないと思うのですけれども、まずその手始めとして、確実な情報をベネフィットについて、あるいはリスクについて、わかりやすく流すということです。そのような段階を踏んで考える方がいいのではないかと、先生のお話を聞きながら感じたのですけれども、何かいかがでしょうか。

浅岡委員 私の方にも論文をいただいて、ちょっと理解するのに多分に時間がかかったのですけれども、正直言って、最初はひどく混乱しました。普通に食べているもので、こういったダイオキシンだとか、危険な濃度の高いものを食べているのかという驚きもありまして……。

林委員長 浅岡さんが言われたとおり、現在の情報をそのまま流すと、危ないということだけが表面にでることになります。しかも、ヨーロッパでは、それに反対する議論もあるので、そういう専門家の間でも解決されていない問題が無作為に公表することは必ずしも適切でない。やはり、明確にわかっているようなことをわかりやすくコメントつきでご説明する、解説するというようなことから始めることが大切だと思います。

碧海副委員長 私は、リスクとベネフィットということで、魚食のことで考えるというのは非常に大変だなと思うのです。でも、実際に今店頭を見てみますと、魚の養殖の率は物すごく高いです。ですから、魚というものに例えば養殖だとか近海だとか回遊だとか、そういう魚の種類によってリスクというのがどうなのか。つまり、特定の魚にリスクがあるという話よりも、むしろそういう比較みたいなものですね。

魚を食べる時の一般的な知識として、例えば私なんかは、同じところでとれる魚は食べないとか言いますがけれども、つまり、そういうもうちょっと一般的な常識につながるような情報というのはいいなと。関澤委員の資料をいただいて、私は非常に興味を持ちましたが、ただ、確かに魚食のベネフィットとリスクというのは難しいということなのです。

伊藤委員 私もこの論文を非常に興味深く読ませていただいたのですが、リスク、リスクというよりは、これは養殖魚であれば、この論文の中に述べているのですが、餌の問題がかなりあるということであれば、餌からそういう危険なダイオキシンなんかを除いたものを与えていく。もっともっと、我々は食料としてサケを食べますので、そっちの方が大事かなと思っているのです。

それで、もう一つ、これにちょっと該当するレポートとして、今厚生労働省が昨年の暮れに、ダイオキシンの1日の摂取量、トータルダイエットのレポートを出しています。それから、国内での魚の魚種ごとのダイオキシン濃度を出しているのです。ただ、これもまた、そのまま国がぼっと出すと、以前の水銀の問題と同じようになるので、これはもっとリスクコミュニケーションをきちんとやらないとだめだろうと思うのですが、そういうものを含めて一緒に情報として出すなら、非常にいいかなという感じはしています。

服部委員 以前、マグロの天然水銀、その後たしか出た発表だと思うのですが、どこかの大学か研究所が、エビデンスとして、ワサビを摂取させた。動物でやったのだと思うのですが、キュレーション効果が実はワサビにあったというのを出していたのです。それが、今回委員会でやって一応こちらでは出されているけれども、ワサビはそういうこともあり得るというようなこととか、危険だけではなくて、もし、それが本当に裏づけのエビデンスがとれているのであれば、それを併用して召し上がれば今までよりも軽減されるというような、そういうことも今後カバーしていく必要があるのかなと。

例えば委員会が終わって、危険ですよというのを例えば出したとします。しかし、後からいろいろな研究が出てくるわけです。それで、研究がまともなものであれば、加えていって、安心をさせるということも必要なのではないかなというところを感じていることがあったものですから、実際にはどうなのですか。ワサビのことが、たしか去年、今ここに資料がないのですけれども、出てきていたのですが、この委員会としてはそれが載っておりませんよね。だから、その時、日本人の知恵はすごいねという話になったのです。江戸時代からそういうことを知っていたということは、こういうことがあるわけです。

先ほどお話をしていたのですけれども、寄生虫の問題も、このごろ、グルメブームで、山の中へ行って淡水魚を食べて、汚染されている寄生虫を食べちゃったなんていう話が、中村委員と先ほどお話ししていたのですけれども、こういうことに関しては、すぐ口に入る可能性があるものだけは、こういう危険がありますよということもお出しになるように、先ほどの話とちょっとどこかに共通点があるのかなと思ったものですから。

林委員長 どうもありがとうございました。

そうしますと、他にご意見ございませんでしょうか。

梅垣委員 リスクとベネフィットというのは、すべてのものにあると思うのです。そういうものを考えるきっかけとして、これを取り上げるのはいいのではないかと私は個人的に思うのです。問題は、摂取する量が問題であって、全部いい、全部悪いというものではないですね。そういうものを考えていく上では非常に重要だと思うのです。

魚の油に塩素系の農薬が多いというのは、魚の油に溶けているのです。だから、当然n3系の油が持っているいい効果もあるというのを認識して、どう判断するか。魚がいいと思えば、いつまでも同じものを食べるというのは余りよくないですよという考え方、リスク・ベネフィットの考え方を浸透させるというのですか、そういう意味では、この問題は取りかかりがいいと私は思います。

林委員長 ただ、ここで問題になりますのは、リスク・ベネフィットを概念として取り扱うには非常にいい材料だと思うのです。しかし、最終的にどのくらい食べれば、ベネフィットの面からはよくてリスクは低いというような数値としてこれを示さないと、明確な情報にはならないです。

その点まで突っ込もうとすると、情報が余りにも不足している。誤解を招きやすいということなので、ただ、先生がおっしゃるように、リスク・ベネフィットの考え方を議論するための材料としては適切と思います。

村上委員 魚のリスクという問題は非常におもしろいテーマでございますけれども、日本人にとって非常に密着した問題が起きた時にこれが生きてくるのではないかと思うのです。今、厚生労働省で、これは大分予定がおくれているのですけれども、マグロなども含めて、水銀の含有量の問題が近々あるはずなのです。それで、そういうふう在去年、おととしの発表では、マグロはセーフということでしたけれども、どうもそうではないらしいということになりそうで、また一波乱あるかもしれない。

そういう時に、魚介全体のベネフィットというものを考えようと。何か身近な問題が起こった時に、外国ではここまでやっているというようなことも重ね合わせて、リスク・アンド・ベネフィットの問題が論じられれば、そこでは、さっきおっしゃったどのくらい食べたらいいかという具体的なところまで、ある程度今度は厚生労働省が出すと思いますから、そうすると、みんなが非常にぴんとくると思います。

林委員長 個別の魚種に絞って議論するのは可能でしょうが、広く取り上げると、どうしても抽象的なお話になってしまうかなと思います。

村上委員 ですから、マグロの時、またそれを話し、また、次にサケで、日本でも問題になったら、またこのお話を……。その都度こういう考え方を乗せていくといいですか、そうすればみ

んなにぴんと来るのではないかしらと思います。

林委員長 関澤委員、いかがでしょうか。

関澤委員 議論をチャレンジするような形で出させていただきました。ただ、もう少し身近な問題でいろいろ考えていきたいなというところがあって、先生がおっしゃるように、これは国際的にも全般的な魚介類のベネフィットというのは誰もがわかっていながら、数量の形まで言える段階ではない。それを情報の出し方をどう調理していけばいいのかなというのは非常に難しいなと思いつつ、あえて私は言わせていただいて、いろいろ皆さんのお考えがあるということで、今後の一つの課題というふうにお考えいただいたらと思います。

林委員長 国の情報、それから国際的な議論、あるいは学会での発表、そういうものを踏まえて、適切な情報を都民に流すということは考えましょうということですね。

では、事務局の方で何かありますか。

古田食品医薬品情報担当副参事 ありがとうございます。先ほどの部分で、資料5と6を検討いただいた部分のところの議論に戻してしまうのですが、今後の事務局の対応の仕方がございますので、幾つか確認をさせていただきたいと思います。

まず、今回の各課題の判定ですけれども、資料6にございますとおり、委員長案のBとCということで、判定の表はよろしいということですね。

林委員長 そういうことになりますね。

古田食品医薬品情報担当副参事 それから、今度は、資料6の取り扱いなのですけれども、C判定となったものの題名だけでも出した方がいいのか、あるいはこの中に題名を出すのもまずいのか、その辺も先ほどご検討いただいたのですけれども、特にこれはだめだというお話がなかったようなのですけれども。

林委員長 これを先生方に考えていただいて、それぞれの委員から、これはだめだ、これはいいというような回答をいただいて、それについて、先ほど副委員長と私と何人かで、事務局で判断しましょうと、そういうことになっています。

古田食品医薬品情報担当副参事 わかりました。そこも含めて、また委員の先生方のご意見をちょうだいするということでよろしいでしょうか。

林委員長 Bについても、基本的にはBでいいけれども、内容については委員の方からご意見をいただくということです。

古田食品医薬品情報担当副参事 それから、コメントのところでございますけれども、コメントは今回トライアルとして事務局で作成させていただいたのですけれども、また、委員の方のご意見もいただく際に、そこへのコメントを追加していただいて、またまとめさせていただくとい

うことでよろしいのでしょうか。

林委員長 特にさっき村上委員がおっしゃったように、最初の部分とコメントしか読まないという場合もありますので、レイアウトを含めて、お考えいただいた方がいいかなと思います。

古田食品医薬品情報担当副参事 それから、委員長の方のご提案いただきました微生物、化学、それから健康食品というご相談をさせていただく先生を、また後ほど委員長とご相談して決めさせていただきたいのですけれども、それぞれの先生たちから再度いただいたレポートをまた事務局でまとめまして、その後の相談をさせていただきまして、そのご相談させていただく先生たちとの結果が最終決定ということよろしいのでしょうか。

林委員長 私もそう思うのですけれども、先生方の意見をまた何人かと事務局で判断して、それを最終決定にしていかがいということなのですけれども、よろしゅうございますか。よろしいということです。

古田食品医薬品情報担当副参事 ありがとうございます。

栗田食品医薬品情報係長 もう1つ、今の関澤委員の資料7ですけれども、この資料7はそのまま資料として公開をしてよろしいでしょうか。

林委員長 私は、これは構わないかなと思うのですけれども、先生方、いかがですか。資料7は、情報として公開してよろしいでしょうか。

栗田食品医薬品情報係長 今回の会議資料として、このまま出させていただいて、それから、今行いました議論はそのまま議事録として出ていきますので、そういう取り扱いでよろしいでしょうか。

林委員長 私はよろしいと思いますが、いかがでしょうか。特に問題はないと思います。非常によく書いております。

その他に何かございますか。

古田食品医薬品情報担当副参事 事務局から確認させていただきたい事項は以上です。

林委員長 どうもありがとうございました。

あと、その他のところをご説明ください。

古田食品医薬品情報担当副参事 資料8の方をお手元にご用意ください。

カンピロバクター食中毒の発生を低減させるためにという本委員会からご報告、提言をいただきまして、その後の都の対応ということでまとめさせていただいております。

まず、カンピロバクター食中毒予防リーフレットを作成いたしました。今お手元の方に、カラー刷りのものを2つ用意させていただいております。1つは、飲食店編、もう1つは、家庭編ということで、事業者と都民の方向け、それぞれこれを2万部作成いたしました。これを私どもの

保健所、その他の事業所を通じまして、事業者、あるいは都民の方に講習会等を通じて配布させていただこうと思っております。

それから、2番目といたしまして、カンピロバクター食中毒予防ビデオの発行ということで、16年末にそれぞれの機関に配布しようと思っております。また、このビデオを使った講習会を保健所等の機関でやっていただきまして、普及啓発に努めていただくという予定です。

それから、3つ目、東京都提供番組で「Tokyo Site」という番組がございます。これは、テレビ朝日の平日の月曜日から金曜日まで、4時50分から4時55分までの5分間の番組なのですが、この中で、カンピロバクターの特集を組んでいただきました。10月11日から15日まで、このテレビの中に、私どもの職員が出演しております。

資料8をめぐっていただきますと、その時の内容を幾つか載せてございます。

カンピロバクターにつきましては、今後とも事業者の日常監視、あるいは区も含めた夏季対策、歳末一斉、そういった中でも様々な事業を展開していく予定でございます。

それから、続きまして、先ほど資料5を説明させていただいた際に、その後ろの方に、その他参考資料というのを載せてございます。資料5を今度はお手元にご用意いただきまして、22ページをおあけいただきたいと思っております。

22ページのところには、東京都で発生した食中毒についてということで、平成16年の食中毒の発生状況をグラフにしたものがございます。このグラフ、ちょっと見ていただきますと、発生件数、それから、患者数ともに、普通ですと6、7、8、9月の夏場、これが食中毒シーズンというふうに言われておりましたし、また、去年は、猛暑ということで食中毒の発生が非常に心配をされていたのですが、結果的にはこの時期よりも逆に患者数などは冬場の方が多いというようなパターンになってきております。

もちろん、この冬場は、現在問題となっておりますノロウイルスを中心とした食中毒の発生が多発しているということです。

また、夏場の特色としては、腸炎ビブリオによる食中毒で大規模なものはありませんでした。

2番目の平成16年度病因物質別発生件数を見ますと、ノロウイルスが26件の630人の患者が出ております。カンピロバクターは12件で93人、腸炎ビブリオが14件となっております。

めぐっていただきまして、23ページのところには、食中毒の公表したものが載せてあります。幾つか公表したものがございまして、25ページぐらいからノロウイルスのケースが出てきております。

それで、私ども、追加で本日記らせていただいた資料をお手元にご用意いただきたいのですけ

れども、食中毒が2件、一昨日、昨日続けて起きました。一昨日プレスを行ったものは、港区内の社員食堂での食中毒ということで、原因はノロウイルス、患者は238名に上る大規模なものでございました。

それから、昨日プレスを行ったのは、港区内の民間放送局、テレビ局のスタッフ等の関係者が被害にあわれました。中継放送を年末から年始にかけて行いましたけれども、スタッフ等に提供された弁当が原因で96名がノロウイルスによる食中毒になりました。

また、現在このノロウイルスにつきましては、食中毒ばかりではなくて、ご案内のとおり、感染症が多発しております。私ども東京都でも、1月11日に、東京都の状況につきましてプレス発表を行いました。東京都では、11月1日から1月11日までの期間でございますけれども、食中毒以外の感染症、集団生活施設での感染症は29件で、患者が1,150名発生しております。死亡者はございません。

全国的なノロウイルスの発生と、それから高齢者施設での死者を含む事例を私どもも強く受けとめておりまして、現在、東京都内の高齢者施設を中心とする集団生活施設に対しまして、緊急な対応を要請するため、来週、講習会を緊急に実施して、注意点を具体的に指導していく段取りになっております。

それから、他の資料を続いて説明させていただきます。先ほどの資料5の29ページでございます。歳末一斉監視の結果が載っております。この中で、様々な食品の監視指導を行いましたけれども、29ページのところで、食肉関係営業施設について、生食用食肉の取り扱い施設等についての指導等も行っております。

また、31ページには、これは国の方の検疫所での公表分でございますけれども、輸入食品等の食品衛生不適格事例を載せてございます。様々な違反食品があるのですけれども、ざっと見ましてアフラトキシンによる違反が目につきます。非常に高いものでは、炒ったピーナッツで、アフラトキシンが567.3ppb検出ということで、これは基準が10ppbでございますので、かなり高濃度であったということです。

それから、下の方には、乾燥キノコということで、放射能濃度が1,003Bq、あるいは378Bqというようなものがあります。東京都でも、チェルノブイリ事故以降、ずっと放射能検査をしておりますけれども、特にキノコには放射能の検出が高いものが多いようでございます。

追加の説明は以上でございます。

林委員長 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に何かご意見はございますか。

碧海副委員長 さ末なことのようにですが、私は結構重要だと思うので、1つ意見を言わせてく

ださい。

このカンピロバクターの食中毒の家庭編と飲食店編に、それぞれイラストがありますが、基本的に今の時代というのは、例えば家庭といたらどういう家庭とか、それから、こういう飲食店編の場合にも、男性だけの調理員の絵が描いてあるとかというのは、基本的には今の時代には合わないのではないかというふうに私は思っています。ですから、これはあくまでも個人的な意見と思って聞いてくださればいいのですが、こういうものの制作に当たられる場合に、なるべくそういう役割分業みたいなものとか、あるいは家族についてももう東京都は3分の1が単身世帯ですよ。だから、そういうことを頭に置いて作られた方がいいのではないか。その場合には、こういう人間のイラストではなくて、むしろもっと抽象的なデザインで考えられたらどうかというふうに、1つ意見です。

林委員長 どうもありがとうございました。十分お考えいただきたいと思います。

他になければ、事務局にお返ししますけれども、ただ、最後に1つだけ言わせていただきます。先ほど前田委員から、ここでAとして取り上げるものはもっとあっていいのではないかと。それは、私は非常に感ずるのです。ただ、現在国の安全委員会も非常に積極的に個別的な問題点を取り上げるようになってきたのです。そうしますと、国際的な委員会、それから、国の委員会などとは違って、都がどうしても取り上げなければならない問題は何かということ、考え直す必要があります。そこで、こういうものを取り上げたらいいのではないかとのご意見がありましたら、今でなくてよろしいのですけれども、ぜひとも事務局の方にお寄せいただきたいと思います。

では、マイクはお返しいたします。

古田食品医薬品情報担当副参事 長時間にわたりまして、どうもご検討ありがとうございます。本日、たくさん宿題をいただいてしまいましたので、私ども、効率よく事務を整理して、また先生たちのご意見や、また様々な情報をお寄せいただきたいと思います。

それで、今後の予定を申し上げます。次回の本委員会の開催は、先ほど専門委員会が今後2回ほど予定されておりますけれども、そういった専門委員会の進行状況等を見ながら、また、本日いただいている宿題の目安もつけながら、大体5月の末ごろを目安に開催をしていきたいと思っております。

また、予定につきましては、先生の皆様方のご予定とご相談しながら連絡をさせていただきたいと思います。

また、本日委員の先生の皆様方から、BやCの先ほどのレポートの部分につきまして新たにコメントをいただくわけですが、その手順につきましても、また別途ご連絡をさせていただこうと思っております。

それでは、本日の評価委員会はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。